

改革推進期間2年目

令和6年度の取組状況



沼田市教育委員会のホームページ上で公表している「沼田市立中学校部活動地域展開推進計画」にお示ししているように、今年度は改革推進期間(令和5～7年度)の2年目にあたります。6月発行のリーフレットで紹介した取組※に加え、次のような活動を実施しています。



夏休みの絵画教室

市内の中学生の9割程度は運動部に所属していますが、吹奏楽部や美術部、生活探究部などに所属し、文化・芸術活動に励む中学生もいます。そこで、**沼田市文化協会**の皆様にお世話になり、ポスターコンクールなどの課題が出される夏休み、小学生にも呼びかけて、「**絵画教室**」を実施しました。



沼田市民音楽祭における吹奏楽の演奏

また、沼田中・沼田南中・沼田西中・沼田東中・薄根中の**吹奏楽部**については、平成元年(1989年)に結成された**沼田市民吹奏楽団**のご指導・ご協力により、合同練習を重ねた上で、11月2日(土)に利根沼田文化会館で開催された沼田市民音楽祭において、中学生と沼田市民吹奏楽団とが合同で、美しい演奏を披露しました。

さらに、スポーツにおいては、「ぬまたクラブ(総合型地域スポーツクラブ)」のご協力によって、**ソフトテニス**(毎週土曜日)の上達を目指す生徒に対する環境整備も進んでいます。

指導者の確保、練習場所や活動日の設定など、解決の難しい課題は山積していますが、引き続き、「**学校・家庭・地域の連携・協働により、子供も大人も幸せを共有できるスポーツ・文化芸術活動の場を創造し、関わる全ての人々の人間的な成長と地域の活性化**」を目指し、取組を拡大してまいります。

※令和6年度「休日部活動の地域展開」の状況

- 「部活動指導員」を配置した部活
沼田南中柔道部、沼田西中柔道部、沼田東中剣道部、薄根中ソフトテニス部、白沢中バレーボール部
- 「総合型地域スポーツクラブ」による活動 ※中学校に設置されている種目以外の受け皿づくり
硬式野球【ぬまたクラブ(NBA)】
スポーツ探究、エアロビック【うすねニュースポーツクラブ】
- スポーツ少年団と連携した活動
剣道【白沢少年少女剣道教室】
- 既存のスポーツ・文化芸術団体と連携した活動 ※市スポーツ協会・文化協会の傘下にある団体
卓球【利根沼田卓球協会】





部活動指導員の研修

～年間3回の研修を義務化しています～

部活動指導員は、技術指導に加えて、大会や練習試合などの引率等を行います。事故が発生した場合や生徒指導に係る対応にも従事することから、市内の中学校で世話になっている部活動指導員5名を対象に、年間3回の研修を実施しています。今年度は、救急救命や効果的な栄養補給、学校及び保護者との連携の在り方などについての資質・能力を高めています。

「部活動の地域展開」を考える座談会

参加費無料

本市の学校や地域の実態に応じた活動の地域展開が推進できるよう、管理職や教員等の学校関係者、保護者、スポーツ・文化芸術団体関係者等を対象とし、「部活動の地域展開」を考える座談会を開催します。部活動の地域展開の状況や課題についてのお話(部活動地域展開ストーリー)を伺い、今後を展望する機会にしたいと考えています。参加費・申込は不要です。多くの参加をお待ちしています。

1. 趣旨

- (1)各団体の取組や課題について、共通理解を図る。
- (2)未来志向で、これからの部活動の地域展開(連携・移行)の在り方について検討する機会とする。

2. 日程

令和7年2月19日(水) 午後6時20分～7時30分

3. 場所

沼田市保健福祉センター(ウェルプラザ)

4. 内容

- (1)今年度の取組発表 【総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ団体、教育委員会】
- (2)座談会テーマ「沼田の新たな学校部活動 展望と課題 ～中学生の『NECHU』を支える～」

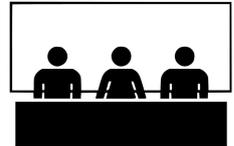
【登壇者】小野里順子・松井孝夫(総合型地域スポーツクラブ)

角田好夫(スポーツ少年団)

根岸浩文(総合型地域スポーツクラブ・教育委員会)

田村 学(沼田市中学校体育連盟)

【進行】 林 武史(スポーツ団体・教育委員会)



部活動改革に伴う「学習指導要領 解説」の一部改訂

「学習指導要領」は、日本中どの地域で教育を受けても、一定水準の教育を受けられるようにするために文部科学省が定めている基準です。部活動改革を受けて、令和6年12月に一部改訂されましたので、そのポイントを簡潔に紹介します。

1. 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設

- (1)学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図ること。
- (2)平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- (3)地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。



2. 部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意する。

3. 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮 ※運動部の活動における留意事項

- (1)レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- (2)複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるように配慮すること。

